



愛媛県報

発行 愛媛県

令和8年4月21日火曜日 第704号

◇ 目 次 ◇ 告 示

- 土地改良事業の工事の完了……………（農地整備課）… 238
- 保安林の指定……………（森林整備課）… 238
- 保安林予定森林……………（ ）… 238
- 保安林の指定施業要件を変更する旨の通知……………（ ）… 239
- 土地改良区の定款変更の認可（3件）……………（東予地方局農村整備課）… 239
- 土地改良区役員の就退任の届出（12件）……………（中予地方局農村整備第一課）… 239
- 土地改良区連合役員の就退任の届出……………（ ）… 243
- 建設業者の許可の取消し……………（中予地方局管理課）… 243

公 告

- 交通信号機機器（交通信号機工事材料）単価契約……………（警察本部会計課）… 244

人事委員会告示

- 令和8年職種別民間給与実態調査の実施……………（人事委員会事務局）… 244

選挙管理委員会告示

- 政治団体の設立の届出……………（選挙管理委員会）… 245
- 政治団体の届出事項の異動の届出……………（ ）… 245
- 政治団体の解散の届出……………（ ）… 246
- 資金管理団体の指定の届出……………（ ）… 246

労働委員会告示

- あっせん員候補者の公示……………（労働委員会事務局）… 246

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第337号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

令和8年4月21日

愛媛県知事 中村時広

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農業用排水施設整備事業	保内地区 （八幡浜市）	令和8年3月27日

○愛媛県告示第338号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和8年4月21日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林の所在場所
松山市二神乙198の8、乙202
- 2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び松山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第339号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年4月21日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所
今治市玉川町鈍川字先ノ谷乙70、71、字下ヶ一庚32の1、庚32の2、庚34、庚36、庚37の1から庚37の4まで、庚38から庚40ま

で

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字下ヶ一庚32の1、庚32の2、庚40（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第340号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和8年4月21日

愛媛県知事 中村時広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東温市井内字カクレヤシキ乙111の2、乙111の4、乙121、字シモダバ山根乙119の1、字シモダバ乙120の1、乙120の2、河之内字城ノ岸乙2070の1、乙2070の2

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

井内字カクレヤシキ乙111の2・乙121・字シモダバ山根乙119の1・字シモダバ乙120の1・河之内字城ノ岸乙2070の1（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び東温市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第341号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新居浜市上泉川土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年4月21日

愛媛県東予地方局長 加藤道和

○愛媛県告示第342号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新居浜市角野土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年4月21日

愛媛県東予地方局長 加藤道和

○愛媛県告示第343号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新居浜市中村土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年4月21日

愛媛県東予地方局長 加藤道和

○愛媛県告示第344号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、松山市市坪土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和8年4月21日

愛媛県中予地方局長 小山哲司

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	本田重徳	松山市市坪南一丁目4-7
〃	本田昌生	松山市市坪南一丁目5-20
〃	池内光雄	松山市市坪南二丁目12-5
〃	宮田広	松山市市坪北二丁目10-6
〃	五頭奈美	松山市市坪南三丁目3-14
〃	本田香苗	松山市市坪北一丁目8-15
〃	本田英也	松山市市坪南二丁目2-22
監事	池田敏郎	松山市市坪南二丁目12-1
〃	池田和弘	松山市市坪南二丁目7-28
〃	本田輝樹	松山市市坪南二丁目7-8

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	本田重徳	松山市市坪南一丁目4-7
〃	池内功	松山市市坪南二丁目2-3
〃	池内光雄	松山市市坪南二丁目12-5
〃	池田美紀子	松山市市坪北一丁目11-8
〃	本田昌生	松山市市坪南一丁目5-20
〃	本田香苗	松山市市坪北一丁目8-15
〃	本田英也	松山市市坪南二丁目2-22
監事	池田和弘	松山市市坪南二丁目7-28
〃	本田輝樹	松山市市坪南二丁目7-8

○愛媛県告示第345号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、松山市久保田土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和8年4月21日

愛媛県中予地方局長 小山哲司

就任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	藤 井 智 恵	松山市久保田町138-19

○愛媛県告示第346号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、松山市古川土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和8年4月21日

愛媛県中予地方局長 小 山 哲 司

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	宮 内 貴 教	松山市古川南3丁目25番25号
〃	大 西 尚 正	松山市古川西3丁目6番19号
〃	大 西 正	松山市古川南3丁目18番7号
〃	松 本 正 隆	松山市和泉南3丁目12番18号
〃	林 芳 規	松山市古川北4丁目11番5号
〃	大 西 範 幸	松山市古川南3丁目17番16号
〃	大 西 光 章	松山市古川北1丁目15番8号
〃	今 村 勅 定	松山市古川南1丁目22番10号
〃	松 本 一 男	松山市古川北4丁目2番16号
〃	大 西 憲 治	松山市古川南2丁目15番31号
〃	今 村 邦 夫	松山市古川西2丁目1番3号
〃	有 光 久 計	松山市古川南3丁目18番24号
〃	今 村 勝	松山市古川南2丁目10番22号
〃	林 滋	松山市古川北4丁目11番2号
監 事	今 村 祐 一	松山市古川南2丁目17番30号
〃	林 保	松山市古川北4丁目14番32号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	大 西 尚 正	松山市古川西3丁目6番19号
〃	宮 内 貴 教	松山市古川南3丁目25番25号
〃	大 西 正	松山市古川南3丁目18番7号
〃	松 本 正 隆	松山市和泉南3丁目12番18号
〃	林 芳 規	松山市古川北4丁目11番5号
〃	大 西 範 幸	松山市古川南3丁目17番16号
〃	大 西 光 章	松山市古川北1丁目15番8号
〃	今 村 勅 定	松山市古川南1丁目22番10号
〃	大 西 憲 治	松山市古川南2丁目15番31号
〃	今 村 邦 夫	松山市古川西2丁目1番3号
〃	有 光 久 計	松山市古川南3丁目18番24号
〃	今 村 勝	松山市古川南2丁目10番22号
〃	堀 内 英 昭	松山市古川北4丁目10番21号
〃	林 滋	松山市古川北4丁目11番2号
監 事	今 村 祐 一	松山市古川南2丁目17番30号
〃	林 保	松山市古川北4丁目14番32号

○愛媛県告示第347号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定によ

り、松山市安城寺町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和8年4月21日

愛媛県中予地方局長 小 山 哲 司

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	氏 川 左 京	松山市安城寺町161-3
〃	赤 沼 隆 男	松山市安城寺町717-4
〃	竹 田 正 明	松山市安城寺町1117-1
〃	佐 野 郁 夫	松山市安城寺町1131-5
〃	遠 藤 博 志	松山市安城寺町994
〃	松 原 洋	松山市安城寺町789-3
〃	野 本 雅 敬	松山市安城寺町1218
〃	門 田 尚 夫	松山市安城寺町1057
〃	田 所 政 臣	松山市安城寺町1048-8
〃	有 田 元 一 郎	松山市安城寺町1244
〃	井 上 芳	松山市安城寺町1298
〃	芳之内 敏 雄	松山市安城寺町1281
〃	瀧 本 久 志	松山市安城寺町1325-3
〃	芳之内 健 城	松山市安城寺町1305
〃	矢 野 富 士 夫	松山市安城寺町1580
〃	渡 部 健 司	松山市安城寺町1559-2
〃	松 本 英 子	松山市安城寺町1636-1
監 事	芳之内 省 平	松山市安城寺町1286
〃	佐 野 建 典	松山市安城寺町1108
〃	井 上 孝	松山市安城寺町1069-1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	氏 川 左 京	松山市安城寺町161-3
〃	赤 沼 隆 男	松山市安城寺町717-4
〃	宮 本 弘	松山市安城寺町1099
〃	佐 野 郁 夫	松山市安城寺町1131-5
〃	遠 藤 博 志	松山市安城寺町994
〃	松 原 洋	松山市安城寺町789-3
〃	野 本 雅 敬	松山市安城寺町1218
〃	門 田 尚 夫	松山市安城寺町1057
〃	田 所 政 臣	松山市安城寺町1048-8
〃	有 田 元 一 郎	松山市安城寺町1244
〃	井 上 芳	松山市安城寺町1298
〃	芳之内 敏 雄	松山市安城寺町1281
〃	瀧 本 久 志	松山市安城寺町1325-3
〃	野 本 正 志	松山市安城寺町1233
〃	白 石 雄 一	松山市安城寺町1533-2
〃	渡 部 健 司	松山市安城寺町1559-2
〃	松 本 博 明	松山市安城寺町1636-1
監 事	芳之内 省 平	松山市安城寺町1286
〃	遠 藤 宗 敏	松山市安城寺町975-2
〃	井 上 孝	松山市安城寺町1069-1

○愛媛県告示第348号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定によ

り、松山市朝生田町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和8年4月21日

愛媛県中予地方局長 小 山 哲 司

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	池 田 三喜雄	松山市朝生田町2丁目6-8
〃	長 尾 力	松山市朝生田町2丁目9-16
〃	大 西 信 幸	松山市朝生田町4丁目1-25
〃	佐 藤 安 彦	松山市朝生田町3丁目7-7
〃	白 石 昌 彦	松山市朝生田町3丁目8-6
監事	松 本 俊 一	松山市朝生田町1丁目15-17
〃	高須賀 純 治	松山市朝生田町2丁目1-25

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	佐 藤 幸 久	松山市朝生田町3丁目4-25
〃	池 田 三喜雄	松山市朝生田町2丁目6-8
〃	白 石 博 行	松山市朝生田町3丁目6-5
〃	白 石 格	松山市朝生田町2丁目11-10
〃	大 西 信 幸	松山市朝生田町4丁目1-25
〃	佐 藤 安 彦	松山市朝生田町3丁目7-7
〃	長 尾 力	松山市朝生田町2丁目9-16
監事	松 本 俊 一	松山市朝生田町1丁目15-17
〃	高須賀 純 治	松山市朝生田町2丁目1-25

○愛媛県告示第349号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、松山市志津川町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和8年4月21日

愛媛県中予地方局長 小 山 哲 司

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	藤 本 則 彦	松山市志津川町68
〃	青 木 伸	松山市志津川町60-2
〃	中 山 正 敏	松山市志津川町303
〃	市 田 尚 史	松山市志津川町92-1
〃	藤 本 彰	松山市志津川町2
〃	工 藤 明 美	松山市志津川町154-2
〃	岡 本 定	松山市志津川町108
〃	杉之内 準 一	松山市志津川町351
〃	白 石 利 範	松山市志津川町338-2
〃	川 端 英 喜	松山市志津川町298-5
監事	山 本 文 則	松山市志津川町365
〃	和 田 卓 実	松山市志津川町甲55-2

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	岡 本 定	松山市志津川町108
〃	藤 本 則 彦	松山市志津川町68
〃	中 山 正 敏	松山市志津川町303
〃	門 屋 宏 通	松山市志津川町78
〃	市 田 尚 史	松山市志津川町92-1
〃	藤 本 彰	松山市志津川町2
〃	工 藤 明 美	松山市志津川町154-2
〃	杉之内 準 一	松山市志津川町351
〃	白 石 利 範	松山市志津川町338-2
〃	川 端 英 喜	松山市志津川町298-5
監事	山 本 文 則	松山市志津川町365
〃	和 田 卓 実	松山市志津川町甲55-2

○愛媛県告示第350号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、松山市南高井土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和8年4月21日

愛媛県中予地方局長 小 山 哲 司

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	井 門 明 彦	松山市南高井町472-3
〃	相 原 辰 彦	松山市南高井町688
〃	石 丸 誠	松山市南高井町801
〃	井 門 照 男	松山市南高井町229
〃	相 原 圭 一	松山市南高井町1291-2
〃	天 野 利 行	松山市南高井町1567-2
〃	松 浦 亜由美	松山市南高井町654-2
監事	河 本 達 也	松山市南高井町1633
〃	武 井 美 枝	松山市南高井町1404-3
〃	小 池 禎 秀	松山市南高井町536-2

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	河 本 達 也	松山市南高井町1633
〃	井 門 明 彦	松山市南高井町472-3
〃	天 野 利 行	松山市南高井町1567-2
〃	井 門 照 男	松山市南高井町229
〃	相 原 辰 彦	松山市南高井町688
〃	松 浦 亜由美	松山市南高井町654-2
〃	相 原 孝 雄	松山市南高井町1209-2
監事	河 本 兼 弘	松山市南高井町851
〃	武 井 美 枝	松山市南高井町1404-3
〃	小 池 禎 秀	松山市南高井町536-2

○愛媛県告示第351号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、松山市垣生土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任

した旨の届出があった。

令和8年4月21日

愛媛県中予地方局長 小 山 哲 司

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	藤 崎 温	松山市東垣生町579
〃	武 市 良	松山市東垣生町746-1
〃	松 田 伸 一	松山市東垣生町587
〃	藤 村 恒 味	松山市西垣生町1064-2
〃	大 原 泰 夫	松山市西垣生町888-4
〃	中 矢 勝 久	松山市西垣生町1274-2
〃	垂 水 英 夫	松山市西垣生町1389
監 事	秀 野 東洋夫	松山市東垣生町557
〃	新 山 裕 之	松山市東垣生町501-3
〃	木 村 不二夫	松山市西垣生町404
〃	中 矢 宗 男	松山市西垣生町1561-1
〃	三 原 國 弘	松山市西垣生町640-1
〃	藤 原 誠 忠	松山市東垣生町500-9

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	武 市 良	松山市東垣生町746-1
〃	藤 崎 温	松山市東垣生町579
〃	松 田 伸 一	松山市東垣生町587
〃	藤 村 恒 味	松山市西垣生町1064-2
〃	大 原 泰 夫	松山市西垣生町888-4
〃	横 田 博 幸	松山市西垣生町873-8
〃	中 矢 和 幸	松山市西垣生町1289
監 事	新 山 裕 之	松山市東垣生町501-3
〃	秀 野 東洋夫	松山市東垣生町557
〃	木 村 不二夫	松山市西垣生町404
〃	中 矢 勝 久	松山市西垣生町1274-2
〃	三 原 國 弘	松山市西垣生町640-1
〃	藤 原 誠 忠	松山市東垣生町500-9

○愛媛県告示第352号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、松山市西長戸町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和8年4月21日

愛媛県中予地方局長 小 山 哲 司

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	森 田 久 典	松山市西長戸町820
〃	渡 部 久 司	松山市西長戸町812
〃	森 田 敏 朗	松山市西長戸町854
〃	杉 本 敬 典	松山市西長戸町48
〃	森 田 利 章	松山市船ヶ谷町216
監 事	渡 部 吉 史	松山市西長戸町823
〃	二 神 敏 男	松山市西長戸町858

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	森 田 久 典	松山市西長戸町820
〃	渡 部 富 博	松山市西長戸町951-2
〃	三 宗 清 司	松山市西長戸町乙1002-4
〃	森 田 敏 朗	松山市西長戸町854
〃	渡 部 吉 史	松山市西長戸町823
〃	杉 本 敬 典	松山市西長戸町48
〃	森 田 泰 夫	松山市船ヶ谷町218-1
監 事	渡 部 久 司	松山市西長戸町812
〃	二 神 敏 男	松山市西長戸町858

○愛媛県告示第353号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、松前町岡田土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和8年4月21日

愛媛県中予地方局長 小 山 哲 司

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	大 政 博 文	伊予郡松前町大字大間226-1
〃	郷 田 伸 子	伊予郡松前町大字大間217
〃	渡 部 均	伊予郡松前町大字上高柳359
〃	足 立 文 芳	伊予郡松前町大字上高柳201
〃	伊賀上 恒 英	伊予郡松前町大字恵久美563
〃	篠 原 律 子	伊予郡松前町大字恵久美385
〃	重 川 鐵	伊予郡松前町大字昌農内174
〃	関 谷 進	伊予郡松前町大字昌農内349-1
〃	水 口 稔 章	伊予郡松前町大字西高柳97
〃	桑 名 文 一	伊予郡松前町大字西高柳294-8
〃	福 島 清 繁	伊予郡松前町大字西古泉76
〃	大 政 和 久	伊予郡松前町大字西古泉602
〃	大 川 泰 範	伊予郡松前町大字北川原357
〃	喜 安 眞 造	伊予郡松前町大字北川原70-1
〃	岡 本 明	伊予郡松前町大字北川原1122-1
〃	山 内 泰 祀	伊予郡松前町大字北川原1770-4
監 事	足 立 泰	伊予郡松前町大字上高柳275
〃	郷 田 裕 二	伊予郡松前町大字恵久美598-3
〃	喜 安 正 和	伊予郡松前町大字昌農内524
〃	西 野 裕 一	伊予郡松前町大字北川原346-2

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	大 政 博 文	伊予郡松前町大字大間226-1
〃	郷 田 伸 子	伊予郡松前町大字大間217
〃	渡 部 均	伊予郡松前町大字上高柳359
〃	足 立 文 芳	伊予郡松前町大字上高柳201
〃	喜 安 興	伊予郡松前町大字恵久美524
〃	篠 原 律 子	伊予郡松前町大字恵久美385
〃	重 川 鐵	伊予郡松前町大字昌農内174

〃	関 谷 進	伊予郡松前町大字昌農内349-1
〃	川 中 勲	伊予郡松前町大字西高柳350
〃	水 口 稔 章	伊予郡松前町大字西高柳97
〃	福 島 清 繁	伊予郡松前町大字西古泉76
〃	重 松 美 明	伊予郡松前町大字西古泉137-4
〃	大 川 泰 範	伊予郡松前町大字北川原357
〃	喜 安 眞 造	伊予郡松前町大字北川原70-1
〃	岡 本 明	伊予郡松前町大字北川原1122-1
〃	山 本 又 雄	伊予郡松前町大字北川原1574-1
監 事	栗 坂 信 之	伊予郡松前町大字大間323-4
〃	桑 名 文 一	伊予郡松前町大字西高柳294-8
〃	鳥 谷 章 一	伊予郡松前町大字西古泉323
〃	西 野 裕 一	伊予郡松前町大字北川原346-2

〃	井 上 浩 司	松山市福角町甲1703-3
〃	岡 本 真 二	松山市福角町甲886
〃	柳 原 克 彦	松山市福角町甲965-5
〃	高 橋 正 彦	松山市福角町甲512
〃	井 上 昌 也	松山市福角町甲1521-8
〃	石 丸 靖	松山市権現町甲133
〃	乗 松 孝 則	松山市福角町甲235-2
〃	乗 松 道 典	松山市福角町甲234-5
監 事	西 山 秀 和	松山市福角町甲1656
〃	七 五 三 琢	松山市福角町甲892-3
〃	鈴 木 典 男	松山市福角町甲845-1

○愛媛県告示第354号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、松山市福角町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和8年4月21日

愛媛県中予地方局長 小 山 哲 司

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	井 上 浩 司	松山市福角町甲1703-3
〃	光 宗 勇 記	松山市福角町甲1742-8
〃	岡 本 真 二	松山市福角町甲886
〃	柳 原 克 彦	松山市福角町甲965-5
〃	石 丸 泰	松山市福角町甲523-3
〃	柳 原 重 徳	松山市福角町甲575
〃	井 上 昌 也	松山市福角町甲1521-8
〃	乗 松 道 典	松山市福角町甲234-5
〃	乗 松 淳 二	松山市福角町甲223-2
監 事	柳 原 健 二	松山市福角町甲340
〃	高 橋 元	松山市福角町甲591
〃	鈴 木 典 男	松山市福角町甲845-1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	乗 松 敏 彦	松山市福角町甲1703-2

○愛媛県告示第355号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、道後平野土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和8年4月21日

愛媛県中予地方局長 小 山 哲 司

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	久 保 圭 一 朗	松山市樽味4丁目4番18号

○愛媛県告示第356号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第18項の規定により、道前道後土地改良区連合から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和8年4月21日

愛媛県中予地方局長 小 山 哲 司

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高 橋 敏 明	西条市神拝乙28番地2

○愛媛県告示第357号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和8年4月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 種 類	取 消 し の 原 因 とな った 事 実
(般-2)第13309号	令和3年2月13日	(有)第一電設	吉岡 敦	松山市市坪南1-3-1	令和8年3月9日	電気工事業	建設業の廃止
(般-6)第18368号	令和6年10月29日	(株)翔建	大窪 志信	松山市天山1-12-8	令和8年3月18日	とび・土工工事業	建設業の廃止(一部)
(般-4)第17995号	令和4年9月13日	(株)TAKUMI	松本 克一	松山市津吉町750-2	令和8年3月30日	機械器具設置工事業	建設業の廃止

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和8年4月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
交通信号機機器（交通信号機工事材料）単価契約
- (2) 購入品目、品質・規格及び概算購入数量
別記のとおり。
- (3) 購入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 契約期間
契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (5) 購入物品の納入場所
愛媛県（警察本部）が指定する場所
- (6) 入札方法
入札金額は、1灯（個）当たりの金額を記載すること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和8・9・10年度の一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 愛媛県（警察本部）が指定する日時に確実に納入できる者であること。
- (3) 開札をする日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。
- (4) 受付期間中までに競争入札参加申請書を提出した者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 関係書類の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問合せ先
愛媛県警察本部会計課 管財係
〒790-8573
愛媛県松山市南堀端町2番地2
電話 (089)934-0110 内線2264
- (2) 入札説明書等の交付期限
令和8年5月28日（木） 午後5時00分
- (3) 入札説明書等の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 入札（開札）の日時及び場所
令和8年6月1日（月） 午前11時00分
愛媛県警察本部 地下1階 会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則第135条から第137条までの規定による。
- (3) 契約保証金
愛媛県会計規則第152条から第154条までの規定による。
- (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、競争入札参加申請書及び公告に示した物品の承認函をア受付期間までに3(1)に掲げる場所に提出しなければならない。
ただし、既に該当の機器について承認函を提出している場合は、再度提出の必要はないものとする。
ア 受付期間
令和8年4月21日（火）から令和8年5月28日（木）午後5時00分
※必着であれば郵送でも可
- (5) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否
要
- (7) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (8) その他
詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be manufacturing contract:
 - a Traffic signal lamp for car - 422
 - b Traffic signal lamp for person - 435
 - c Push button box for person - 37
- (2) Contract period: From the conclusion date of the contract through March 31, 2027
- (3) Contract place for information about the tender; description / conditions / and other inquiries: Facilities office, Finance Division, Police Administration Department, the Ehime Prefectural Police Headquarters, 2-2 Minamihoribatacho, Matsuyama, Ehime 790-8573 Japan
TEL: 089-934-0110 (ext. 2264)
e-mail: kaikai@police.pref.ehime.jp
- (4) Time limit of tender: 11:00 a.m., June 1, 2026

人事委員会告示

○愛媛県人事委員会告示第2号

令和8年職種別民間給与実態調査を次のとおり実施するので、愛媛県統計調査条例（平成20年愛媛県条例第68号）第3条第2項の規定により告示する。

令和8年4月21日

愛媛県人事委員会
委員長 安 藤 潔

- 1 調査の目的
地方公務員の給与を民間の従業員の給与と比較検討するための基礎資料の作成
- 2 調査対象の範囲
県内の企業規模100人以上かつ事業所規模50以上の事業所
- 3 報告を求める事項
 - (1) 事業所に関すること。
 - (2) 給与制度に関すること。
 - (3) 従業員の給与に関すること。

- (4) 採用に関すること。
- (5) その他勤務条件に関すること。
- 4 報告を求める事項の基準となる期日
令和8年4月分の最終給与締切日
- 5 報告を求める者
2に該当する事業所のうち無作為に抽出されたもの
- 6 報告を求めるために用いる方法
実地調査
- 7 報告を求める期間
令和8年4月22日（水）から同年6月16日（火）まで

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第32号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和8年4月21日

愛媛県選挙管理委員会委員長 三好賢治

1 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代表者	会計責任者		
樋口剛志後援会	樋口剛志	樋口剛志	伊予郡砥部町川井1553	令和8年3月3日
西山あやか後援会	西山綾香	寺川正一	松山市清水町三丁目64-10	令和8年3月4日
あさぬま和子後援会	浅湫和子	浅湫和子	松山市正円寺二丁目5-28	令和8年3月13日
安川さちよ後援会	安川幸代	石井恵一郎	松山市南高井町1298	令和8年3月25日
おち三義後援会	越智三義	永易修治	西条市飯岡2273	令和8年3月27日

○愛媛県選挙管理委員会告示第33号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

令和8年4月21日

愛媛県選挙管理委員会委員長 三好賢治

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党魚島支部	三上和也	主たる事務所の所在地	越智郡上島町魚島一番耕地131-1	越智郡上島町魚島一番耕地130	令和8年2月24日
		代表者	三上和也	大西宗一	
		会計責任者	関戸静己	松原彌一	
自由民主党伊予三島支部	鈴木俊広	会計責任者	眞鍋利憲	篠永誠司	令和8年3月1日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
松徳けんじ後援会	亀岡玄良	代表者	亀岡玄良	原田浩	令和7年7月1日

管家一夫西予後援会	三好幹二	主たる事務所の所在地	西予市宇和町河内895	西予市宇和町卯之町一丁目25 7	令和8年3月1日
		会計責任者	宇都宮孝男	宇都宮孝	
えひめ民社協会西条総支部	玉置公正	代表者	玉置公正	御庄秀樹	令和8年3月23日
		会計責任者	高橋建策	白石岳	
たまおき公正後援会	玉置公正	会計責任者	高橋建策	白石岳	令和8年3月23日
みしょう秀樹後援会	御庄秀樹	会計責任者	高橋建策	白石岳	令和8年3月23日
日本業業政治連盟愛媛県支部	近藤裕之	代表者	近藤裕之	阪本正夫	令和8年3月27日

○愛媛県選挙管理委員会告示第34号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和8年4月21日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 三好賢治

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
社会民主党愛媛県第3区支部連合	中田晃	令和8年3月19日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
ひだみやこ後援会	樋田義幸	令和7年3月1日

石崎久次後援会	石崎久次	令和7年12月26日
関本豊後援会	関本良夫	令和7年12月31日
渡部昭後援会	渡部昭	令和8年3月2日
近藤達也後援会	岸田友明	令和8年3月10日
石川みのる後援会	神野衣代	令和8年3月19日
篠原実後援会	畠山欣三	令和8年3月22日

○愛媛県選挙管理委員会告示第35号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

令和8年4月21日

愛媛県選挙管理委員会委員長 三好賢治

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
越智三義	西条市長	おち三義後援会	西条市飯岡2273	令和8年3月24日

労働委員会告示

○愛媛県労働委員会告示第1号

労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、あっせん員候補者を次のとおり公示する。

令和8年4月21日

愛媛県労働委員会

会長 村田毅之

愛媛県労働委員会あっせん員候補者名簿

氏名	現職又は地位	委員経歴	委嘱年月日
村田毅之	愛媛県労働委員会会長 松山大学法学部教授 松山大学大学院法学研究科教授	35期 39～47期	令和7年9月17日

重 松 大 輔	愛媛県労働委員会会長代理 弁 護 士	46～47期	〃
小 田 敬 美	愛媛県労働委員会委員 愛媛大学法文学部教授 愛媛大学大学院人文科学研究科教授	42～47期	〃
武 智 雅 子	愛媛県労働委員会委員 特定社会保険労務士	43～47期	〃
三 好 崇 文	愛媛県労働委員会委員 弁 護 士	47期	〃
田 中 圭 子	愛媛県労働委員会委員 J A M 四国愛媛地区協議会特別役員	38～41期 45～47期	〃
中 塚 広 之	愛媛県労働委員会委員 日本労働組合総連合会愛媛県連合会副会長 自治労愛媛県本部執行委員長	45～47期	〃
長 岡 英 樹	愛媛県労働委員会委員 日本労働組合総連合会愛媛県連合会副会長 U A センセン愛媛県支部長	46～47期	〃
上 甲 章 史	愛媛県労働委員会委員 日本労働組合総連合会愛媛県連合会会長	46～47期	〃
岡 美由紀	愛媛県労働委員会委員 N T T 労働組合四国総支部事務局長	47期	〃
柴 田 智 恵	愛媛県労働委員会委員 有限会社大豊陸送代表取締役 愛媛県経営者協会副会長	43～47期	〃
八 塚 洋	愛媛県労働委員会委員 愛媛県経営者協会専務理事	45～47期	〃
鳥 原 豊 行	愛媛県労働委員会委員 株式会社鳥原本舗代表取締役社長	46～47期	〃
永 野 彰 子	愛媛県労働委員会委員 南海放送株式会社執行役員 D X 経営戦略本部サステナブル事業局長	47期	〃
東 前 高 志	愛媛県労働委員会委員 住友金属鉱山株式会社別子事業所総務センター長	47期	〃
佐 伯 浩 一	愛媛県労働委員会事務局長	—	令和8年4月1日
白 鳥 和 樹	愛媛県労働委員会事務局次長	—	令和7年4月11日
三 原 智 司	愛媛県労働委員会事務局審査調整課長	—	〃